⑿　「配当等停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払に関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。

⒀　発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払についての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。

⒁　他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。

⒂　他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。

⒃　他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、自己資本調達手段一つにつき交付される他の資本調達手段の数を記載すること。なお、転換比率の修正に関する条項が定められている場合には、当該転換比率の修正に係る概要も記載すること。

⒄　他の種類の資本調達手段への転換に係る発行者の有する裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。

⒅　「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。

⒆　元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。

⒇　元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。

(21)　「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。

(22)　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段が存在しない場合は、「一般債務」と記載すること。

(23)　「非充足資本要件」とは、自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本に係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示に定める普通出資の要件、その他Tier 1資本調達手段の要件又はTier 2資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第二十三条第四項第十五号、第二十四条第四項第十号、第三十五条第四項第十五号若しくは第三十六条第四項第十号に定める要件をいう。）など、自己資本調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

**○金融庁告示第九号**

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。

平成二十六年二月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条中「三月二十七日」を削る。

第二条第一項中「次項に定める」を「自己資本の構成に関する開示事項」に改め、「第三項に定める」を削り、同条第三項中「定量的」を「第一項の定量的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号を削り、同項第二号ホを削り、ヘをホとし、同号を同項第一号とし、同項第三号ヘ中「第十五条第一項第二号及び第五号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号チ中「次に掲げる」の下に「エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号ヌ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ヲ中「次に掲げる」の下に「エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号ヨ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号タ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号レ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ソ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ツ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ネ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ノ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ハ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ヒ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号フ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ヘ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ホ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号マ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ミ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ム中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号メ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号モ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ヤ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ユ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ヨ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ラ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号リ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ル中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号レ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ロ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ワ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号カ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ヨ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号タ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号レ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ソ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ツ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ネ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ノ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ハ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ヒ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号フ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ヘ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ホ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号マ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ミ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ム中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号メ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号モ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ヤ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ユ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ヨ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ラ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号リ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ル中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号レ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ロ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ワ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号カ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ヨ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号タ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号レ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ソ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ツ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ネ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ノ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ハ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ヒ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号フ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号ヘ中「第十五条第一項第二号」を「第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第九十九条、」を加え、「資本控除した額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額」に改め、同号ホ中「実績値」を「実績値又は一部削減」に改め、同号マ